

広報しんち

平成24年6月20日号

農業委員会委員選挙 投票日は7月8日(日)

震災の影響により延期されていた町農業委員会一般選挙を次のとおり実施します。

告示日 7月3日(火)

投票日 7月8日(日)

【立候補の届出】

立候補届出の受付を次の日程で行います。

日時 7月3日(火)

場所 役場3階正庁

【期日前投票】

7月4日(水)～7日(土)

この選挙によって選出される委員は13人です。投票できる方は、新地町に住所があり、10ア以上を耕作している農業経営者とその同居の親族などで、農業委員会委員選挙人名

簿(1月1日現在で作成、3月31日に確定)に登録されている方です。有権者は棄権しないで投票しましょう。

◎問い合わせ

町選挙管理委員会

(☎⑥2111)

町立小学校プール 監視員募集

町教育委員会では、夏休み期間中の学校プールの開設に伴い、次のとおりプール監視員を募集します。

職務内容

町立小学校(福田・新地・駒ヶ嶺小学校)プールの管理および監視(教員等を含む4名体制)

募集人員

6名程度(各校2名程度)

応募資格

①18歳以上の健康な方で泳げる方

②町で指定する安全講習会(1日)に参加できる方

雇用期間

7月23日(月)～8月24日(金)のうち15日間程度

※土曜・日曜およびお盆期間(8月13日～15日)は開設しません。

※雨天等により中止になる場合があります。

勤務時間

9時30分～15時30分

賃金 6,000円/日

申込方法

履歴書を町教育委員会まで提出してください。

申込期限

7月5日(木)

◎問い合わせ

町教育委員会

(☎⑥4477)

新地町青少年健全育成 町民会議からのお知らせ

平成24年度新地町青少年健全育成町民会議運営委員会が5月31日に、農村環境改善セ

JR 常磐線復旧へ向けた 説明会を開催します

町では、福島県及びJR東日本と共同でJR常磐線の復旧に向けた住民説明会を次のとおり開催します。

①・②の内容は同じです。どなたでも参加できます。どうぞご参加ください。

日時 6月28日(木)

① 14時～ ② 19時～

会場 農村環境改善センター

◎問い合わせ 復興推進課 (☎⑥2134)

ンターで開催し、次のとおり決定したのでお知らせします。

1. 総会について

東日本大震災に伴う地区の状況を鑑み今年度の総会は中止とします。

2. 会費について

平成24年度の会費(1戸100円)は徴収しない。

3. 事業について

平成24年度は、次のとおり事業を推進します。

①各地区青少年健全育成町民

会議事業補助

各地区100,000円

②小・中学校青少年健全育成町民会議事業補助

各小・中学校47,000円

③少年の主張大会

【7月17日(火)開催】

場所 尚英中学校体育館

時間 13時30分～

④その他

◎問い合わせ

生涯学習課 (☎⑥2085)

相馬地方広域 市町村圏組合職員募集

第1次試験

教養試験（高校卒業程度）、
体力試験

第2次試験

作文試験、個別面接、集団討
論、身体検査

受験申込用紙の配布

受験申込用紙は、相馬地方

採用予定人員 9名程度
受験資格（次のすべてに該当
すること）

①昭和60年4月2日から平成
7年4月1日までに生まれた
者（学歴は問いません）

②採用後、相馬地方管内市町
村に居住できる者

受付期間

7月11日(水)～8月10日(金)

郵送の場合、8月10日(金)の消
印のあるものまで有効

試験日および会場

第1次試験

9月16日(日)

相馬看護専門学校

(相馬市石上字南姥沢344)

第2次試験

※第1次試験合格者に対し、
別途通知します。

試験方法

19日(水)

郵送の場合、9月19日(水)の消
印のあるものまで有効

試験日および試験会場

10月12日(金)

相馬看護専門学校

(相馬市石上字南姥沢344)

試験方法

作文試験、個別面接、プレゼ
ンテーション試験、身体検査

受験申込用紙の配布

受験申込用紙は、相馬地方
広域市町村圏組合事務局、相
馬看護専門学校にて配布しま
す。

【相馬看護専門学校看護教員】 採用予定人員 1名程度

受験資格

①昭和48年4月2日から昭和
58年4月1日までに生まれた
者

②次のいずれかに該当する者

ア 看護教員の資格のある者

イ 平成25年度4月1日時点

で保健師・助産師・看護師と
して8年以上業務に従事し、
看護教員を志願する者（ただ
し、保健師・助産師・看護師
として5年以上離れている者
は除く）

す。

受付期間 8月20日(月)～9月

相馬看護専門学校 説明会を開催

平成25年度相馬看護専門学
校の学生募集にあたり、受験
希望者を対象に学校説明会を
開催します。

日時

8月1日(水)～8月3日(金)

13時30分～15時

場所 相馬看護専門学校

対象者

相馬看護専門学校を受験希望
する方（高校生、一般は問い
ません）

開催内容 学校紹介、募集要
項の説明、学校内見学、質問・
相談コーナーなど

申込方法 高校生の方は、各
高等学校進路指導担当者の先
生へ、一般の方は、相馬看護
専門学校総務係へ、それぞれ
お問合わせください。

◎申し込み・問い合わせ
相馬看護専門学校総務係

(☎378118)

〒97610006 相馬市

石上字南姥沢344

(☎261555)

テクノアカデミー浜 オープンキャンパス

福島県立テクノアカデミー
浜では、次のとおりオープン
キャンパスを開催します。(申
込不要、参加費無料)

日時

7月1日(日)・22日(日)

10時～13時(9時30分受付開
始)

場所

福島県立テクノアカデミー浜
南相馬市原町区菅浜字巢掛場
45-112

対象者 テクノアカデミー浜
に進学を希望している高校生
および社会人など

平成25年度募集科

短期大学校

計測制御工学科(定員20名)

能力開発校

機械技術科(定員15名)
自動車整備科(定員20名)
建築科(定員15名)

◎問い合わせ

テクノアカデミー浜

(☎261555)

心配ごと相談

日時 7月10日(火)・20日(金) 10時～15時
場所 保健センター

人権相談

日時 7月10日(火) 10時～15時
場所 保健センター

無料法律相談所

新地町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日時（7月）

①弁護士による相談 10日(火)・24日(火)

②司法書士による相談 3日(火)・17日(火)

場所・時間 役場1階相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 被災者の生活に関する悩みや支援制度の紹介等

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎³⁶4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎⁶²2116)

休日在宅当番医

7月1日(日) 羽根田医院

(相馬市) ☎³⁵2970

7月8日(日)

菜のはなこどもクリニック

(相馬市) ☎³⁶8739

7月15日(日)

阿部クリニック

(相馬市) ☎³⁵2553

7月16日(月)

柏村内科胃腸科

(相馬市) ☎³⁶6636

7月22日(日)

ふなばし内科クリニック

(相馬市) ☎³⁵1500

7月29日(日) 早川医院

(相馬市) ☎³⁷3500

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

7月1日(日) 篠山歯科医院

(相馬市) ☎³⁶1622

7月8日(日)

沖田歯科クリニック

(原町区) ☎²³0303

7月15日(日)

新開歯科医院

(相馬市) ☎³⁶3214

7月16日(月) 草野歯科

(原町区) ☎²⁴3663

7月22日(日)

原田歯科医院

(相馬市) ☎³⁵2557

7月29日(日)

かとう歯科医院

(原町区) ☎²⁴3838

診療時間 9時～16時

『社会を明るくする運動』 強調月間 人権相談所開設

7月1日から31日までは『社会を明るくする運動』強調月間です。

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深

め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。その一環として、町では、次のおり特設人権相談所を開設いたします。

いじめ・体罰・離婚等でお困りの方は、一人で悩まず相談してください。
日時 7月10日(火)10時～15時
場所 新地町保健センター
相談員 人権擁護委員

◎問い合わせ
町民課 (☎⁶²2115)

全国一斉 『子どもの人権110番』 強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月25日から7月1日までの7日間を全国一斉『子どもの人権110番』強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体

罰など子どもが抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)においても、8時30分から17時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

8時30分～19時
(ただし、6月30日(土)・7月1日(日)は10時～17時)
電話番号
☎01201007110
(フリーダイヤル)
◎問い合わせ
福島地方法務局人権擁護課
☎024153411994

国民年金の保険料納付が困難な学生は 学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例でいう学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が一年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）

が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。また、平成20年4月から、在学する大学等の窓口でも申請手続きができるようになりました。

大学等の窓口で申請手続きを行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

必要な添付書類は？

- 年金手帳
- 学生等であることを証明する書類
(在学証明書または学生証などの写し)。ただし、申請手続きを行う際に市区町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
- 退職（失業）した人が申請を行う場合は、**退職（失業）したことを確認できる書類**
(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

◎問い合わせ

相馬年金事務所国民年金課（☎³⁶5 1 7 3）

役場健康福祉課（☎²2 9 3 2）

年金手帳